

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月30日

【会社名】 セイコーエプソン株式会社

【英訳名】 SEIKO EPSON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 碓井 稔

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
(同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 長野県諏訪市大和三丁目3番5号

【電話番号】 0266(52)3131(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 小野 哲也

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 平成24年8月21日

【発行登録書の効力発生日】 平成24年8月29日

【発行登録書の有効期限】 平成26年8月28日

【発行登録番号】 24-関東153

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円

【発行可能額】 50,000百万円
(50,000百万円)
(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年4月30日(提出日)であります。

【提出理由】 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定による)を平成26年4月30日に関東財務局長へ提出いたしました。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成24年8月21日に提出した発行登録書の参照書類といたします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。